



令和4年1月14日

報道関係者 各位

市川市 総務部長 植草 耕一

「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱」  
の施行及びパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書交付式  
の開催について

市川市では、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱」を制定し、令和4年2月1日に施行しますので、お知らせします。

また、制度施行に伴い、2月1日に届出受理証明書交付式を行うとともに、当該交付式で届出をされる希望者を募集します。

記

1 パートナーシップ・ファミリー届出受理制度について

(1) 制度の特色

- ① 届出受理制度であること。
  - ・同性の法律婚が認められるまで（法整備がされるまで）の間の繋ぎの制度であるとの基本的な認識の下、手続は、異性間の法律婚と同様に「届出制度」とした。また、「宣誓・受領制度」は、カミングアウトを恐れる当事者にとってハードルが高くなるとの考えもあることから「届出制度」とした。
- ② ファミリーシップ制度も加えていること。（※県内初）
  - ・当事者には、未成年の子がいる場合もあることから、「ファミリーシップ制度」も加え、「当事者双方と子」を家族として扱えるようにした。
- ③ 異性間の事実婚の方も対象としたこと。
  - ・異性間の事実婚の方（住民票に「同居人」と記載されていない方）も利用することができるようにすることで、日常生活上の不便さ等に対応できるようにした。
- ④ 当事者のうち、一方が本市に住所を有していれば、パートナーシップの関係を認めることとしたこと。
  - ・法律婚でも夫婦が同居しているとは限らず、また、同居が婚姻の要件でもないことから、一方が市内に住所を有していればよいこととした。
- ⑤ 届出は、通称名を使用することができることとしたこと。
  - ・当事者の方は、通称名を使用している方もいることから、通称名で届出をすることができることとした。
- ⑥ 届出は、当事者のうち1人の来所で行えることとしたこと。
  - ・手続における当事者の負担軽減のため、届出は当事者1人でできることとした。

(2) 施行期日

令和4年2月1日（火）

2 パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書交付式について

(1) 交付式

① 日時

令和4年2月1日（火） 10：30から

② 場所

第1庁舎 5階 研修室

③ 内容

- ・市長あいさつ
- ・当事者によるパートナーシップ届出又はファミリーシップ届出
- ・市長より、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及び同カードの交付

(2) 交付式において届出をされる希望者の応募方法

① 応募方法

2月1日の交付式で届出を希望される旨をメール・電話にて多様性社会推進課までご連絡ください。

② 締め切り

令和4年1月20日（木）

※1月25日（火）までに男女共同参画センターにお越しいただき、事前に必要書類の提出をしていただきます。

③ 連絡先

多様性社会推進課

【メール】 [tayosei@city.ichikawa.lg.jp](mailto:tayosei@city.ichikawa.lg.jp)

【電話】 047-322-6700

(3) 届出者への取材について

届出者への写真撮影及びインタビューは、事前に了承を頂いた方のみ可とします。

※ 届出希望者がなく、中止する場合は、別途お知らせします。

※要綱など、詳しくは、市公式Webサイトでご確認ください。

URL : <https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/0000388487.html>



(問い合わせ) 総務部 多様性社会推進課長 佐々木 敏樹

TEL 047-322-6700

(多様性社会推進課直通 (市川市男女共同参画センター))